

令和3年9月29日

生徒及び保護者の皆様

県立寒川高等学校長

10月1日以降の本校の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。本県は、令和3年8月2日から新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっておりましたが、9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、令和3年10月1日から10月24日まで「段階的な緩和の期間」とされました。県教育委員会では、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き校内における感染防止対策を徹底していくこととなりました。

本校では、当面の間は時差通学を継続し、次のとおり行います。生徒の登下校時にできるだけ混雑を避けるための措置となりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。その際は、改めてお知らせします。

1 今後の時程について（時差通学のため 予鈴8：50 開始9：00）

10月1日（金）	40分×①②③④（④はLHR）
10月4日（月）～11日（月）	40分授業
10月12日（火）	30分×①～⑥（朝読書・朝学習なし）
10月13日（水）～15日（金）	中間試験
10月18日（月）～	45分授業

2 部活動について

○万全な感染防止対策を講じた上で活動することとします。

3 その他

○生徒の健康状態の把握については、引き続き登校前に各家庭で検温および健康観察を行い、健康観察票へ記入するなど、記録をとるようお願いします。体調不良の場合は学校へ連絡の上、登校を見合わせてください。

○生徒の登校に際しましては、必ずマスクの着用をお願いします。

○混雑している場所や時間を避けて行動するなど、引き続きご家庭でも感染予防にご協力をお願いいたします。

何か不安なことや心配なことなどがございましたら、学校までご連絡ください。

問合せ先
副校長 逸見
教頭 山田
電話 0467-74-2312